

令和6年第4回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和6年4月19日(金) 午後3時50分～4時40分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・黒石地区	高 木 一 弥	・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治
・山形地区	山 口 貴 佳	・六郷地区	加 藤 浩 揮
・中野地区	櫻 庭 太 志	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁

5 議事参与の制限委員 (3人)

3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之
11番	木 立 康 行		

7 付議案件

報 告 第 7 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報 告 第 8 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第15号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第16号	農用地利用集積計画の決定について
議案第17号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第18号	非農地証明申請について
議案第19号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8 事務局職員	事務局長	佐 藤 久 貴
	事務局長補佐	村 上 大 樹
	主事	工 藤 慎 也
	主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、会議を始めます。 会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。木立会長、よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第4回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番木村功委員、6番高橋英子委員をお願いします。 書記には、事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第7号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年3月受理分は、相続が13件、総面積97,298㎡、田が32筆68,211㎡、平畑が12筆13,094㎡、樹園地が11筆15,993㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第8号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号19番は、相野の田、4,722㎡を賃借人の都合により、令和6年3月11日に合意解約したものです。

		受付番号20番は、飛内北の田、6, 087㎡を賃貸人の都合により、令和6年3月15日に合意解約したものです。 受付番号21番は、大字牡丹平字木田橋の田、外8筆合計10, 021㎡を賃貸人の都合により、令和6年3月25日に合意解約したものです。 5ページにうつります。 受付番号22番は、大字沖浦字青荷澤の畑、外8筆合計32, 382㎡を賃貸人の都合により、令和6年3月27日に合意解約したものです。 受付番号23番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、外1筆合計3, 154㎡を賃貸人の都合により、令和6年3月29日に合意解約したものです。 受付番号24番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、1, 571㎡を賃貸人の都合により、令和6年3月29日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第15号につきましては、3番石澤孝知委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (石澤孝知委員退席) それでは、議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第15号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が5件、賃借権設定が5件、所有権移転が8件です。 8ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、松原の樹園地、2, 785㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号8番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、外2筆合計5, 880㎡を経営移譲(新規農家)のため、10年間貸借するものです。 受付番号9番は、大字浅瀬石字稲村の田、241㎡を耕作便利(新規農家)のため、10年間貸借するものです。 田については、平川市の金屋水稻生産組合が耕作している農地ですが、申請地が1枚で利用しているうちの1筆であり、名義変更の手続きに時間がかかるため、現在は申請人が耕作している状態にしてほしいと金屋水稻生産組合に伝えられたとのこと。 受付番号10番は、大字牡丹平字焼山の樹園地、外2筆合計6, 857㎡を経営規模拡大のため、2年間貸借するものです。

9 ページに移ります。

受付番号 11 番は、大字牡丹平字焼山の樹園地、外 9 筆合計 11, 790 m²を経営規模拡大のため、2 年間貸借するものです。

受付番号 8 番、9 番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。

11 ページに移ります。

(2) 賃借権設定です。

受付番号 11 番は、田中の田、外 1 筆合計 5, 228 m²を経営規模拡大のため、5 年間貸借するものです。

受付番号 12 番は、ぐみの木北の田、外 2 筆合計 5, 975 m²を経営規模拡大のため、5 年間貸借するものです。

受付番号 13 番は、松原の畑、10, 824 m²のうち 6, 524 m²を新規農家のため、5 年間貸借するものです。

12 ページに移ります。

受付番号 14 番は、馬場尻東の田、外 2 筆合計 13, 867 m²を経営規模拡大のため、5 年間貸借するものです。

受付番号 15 番は、大字豊岡字姥懐の田、4, 906 m²を経営規模拡大のため、5 年間貸借するものです。

受付番号 13 番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。

13 ページに移ります。

(3) 所有権移転です。

受付番号 16 番は、大字袋字村岡の樹園地、外 2 筆合計 507 m²を弟から姉への贈与により取得するものです。

受付番号 17 番は、大字牡丹平字鱈頭の樹園地、外 3 筆合計 11, 021 m²を新規農家のため、売買により取得するものです。

14 ページに移ります。

受付番号 18 番は、大字花巻字村家岸の畑、外 2 筆合計 4, 183 m²を新規農家のため、弟から兄への贈与により取得するものです。

受付番号 19 番は、大字赤坂字野崎の樹園地、2, 743 m²を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号 20 番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、外 1 筆合計 3, 853 m²を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号 21 番は、大字竹鼻字山平の樹園地、1, 399 m²を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

15 ページに移ります。

受付番号 22 番は、大字沖浦字青荷澤の畑、外 8 筆合計 32, 382 m²を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号 23 番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、57 m²を耕作便利のため、売買により取得するものです。

受付番号 17 番・18 番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。

	以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、5番木村功委員に報告をお願いします。
木 村 功 委 員	今回申請があった農地について、去る4月9日、石澤孝知委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号8番・9番は、同一の新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 申請人は、青森市で仕事をしていましたが、両親の体調不良や病気の関係で、平川市に戻り、4年間一緒に農作業の手伝いをしていたとのこと。父が高齢であることから、申請人が主に農業を営営することにしたため申請に至ったとのこと。 農業機械等は父から借り入れし、出荷先については、組合員に加入する予定のため、農協を考えているとのこと。 農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号10番・11番は経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地・畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号11番・12番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、それぞれ水稻の栽培が行われます。 受付番号13番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 申請人は、以前、株式会社アグリーンハートに3年程勤めていたことがあり、その際に、自分で農地を持って農業を始めようと思い、申請に至ったとのこと。 栽培作物は申請地にあるビニールハウス4棟を利用して、ミニトマトを栽培し、ハウス以外の農地は野菜を栽培する予定とのこと。 農業機械等は知人の農家から借り入れし、出荷先については、組合員に加入する予定のため、農協を考えているとのこと。農業への意欲もあることからの地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号14番・15番は経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号16番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後

	はりんごの栽培が行われます。 受付番号１７番・１８番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 受付番号１７番は、申請人は、りんごを栽培している妻の実家のもとで、農作業の手伝いをしてきた中で、独立して営農していきたい意向が強まり申請に至ったとのことことです。 農業機械等は乗用草刈機やスプレーヤーなどを所有しており、出荷先については、農協の組合員に加入する予定のため、農協を考えているが、正式には決まっていないとのことです。農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号１８番は、申請人は建設業を営んでいますが、申請地での農作業に４０年以上携わっており、登記名義が、申請人の弟になっていたため、名義変更の目的で申請に至ったとのことです。 りんごと枝豆の栽培をしており、出荷先は農協で、妻も農業に従事しているとのことで、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号１９番・２０番・２１番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号２２番は、経営規模拡大のための申請です。現況は、田・畑で権利取得後は野菜の栽培が行われます。 受付番号２３番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 今回申請があった１８件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤孝文委員	使用貸借権設定の、１０番、１１番は、どうして貸借期間が２年になっているのですか。
福澤主事	売買金額を準備するのに、約２年間ほど借り入れしている状態で申請したいとの要望があったので、２年間ということになります。
佐藤孝文委員	わかりました。
佐藤国雄委員	今回、新規農家の申請は４人あるが、新規就農の助成金を受ける人はいるのですか。
福澤主事	現時点では、１３ページの所有権移転の北山匠さんです。
佐藤国雄委員	使用貸借の８番・９番ですが、この人も新規就農だが、９番の田、この面積、一帯の中の一部でいいか。耕作が不便だと思うが、新規で行うには、同じ父親のものならわかるが、別な人の持ち主ですよね、なぜ、この面積を行わなければならないのか。
木村功委員	その件については、名義人が複数人おり、その人だけ名義を変更する場合、営農組合で手続きが困難なことから、そのままの名義で借りた形にしてもら

	えないかとのことです。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかに質問はありませんか。
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第15号は、原案のとおり決定いたします。 (石澤孝知委員指定席に着く) 次の議案第16号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 また、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、櫻庭太志推進委員退席)
議長 (職務代理者)	それでは、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第16号は、黒石市長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が7件、所有者移転が5件です。別紙から説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号22番は、大字竹鼻字北野田の田、外2筆合計14,476㎡を5年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号23番は、大字黒石字浄光寺の田、3,712㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号24番は、大字竹鼻字北野田の田、外1筆合計5,568㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号25番は、大字中川字花岡の田、789㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号26番は、大字黒石字弥九郎の田、4,704㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号27番から28番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号27番は、大字浅瀬石字広田の田、外2筆合計6,208㎡を10a当たり11,000円で1年8ヶ月間の設定です。 受付番号28番は、角田の田、2,560㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 19ページへ移ります。 (2) 所有者移転です。 受付番号23番から27番は全て経営規模拡大のための申請です。

	受付番号 23 番は、大字東野添字漆原新田の畑、外 6 筆合計 13,250 m²です。 受付番号 24 番は、大字二双子字野田の田、外 1 筆合計 2,538 m²です。 受付番号 25 番は、大字牡丹平字木田橋の田、外 8 筆合計 10,021 m²です。 受付番号 26 番は、大字上山形字上菰の樹園地、1,636 m²です。 受付番号 27 番は、大字牡丹平字堤沢の樹園地、外 1 筆合計 5,482 m²です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第 16 号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、櫻庭太志推進委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第 17 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものです。 別紙 23 ページで説明します。今回の申請は 1 件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号 1 番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 受付番号 1 番は、大字上十川字大野六番の田、2,882 m²、期間は 6 年 7 ヶ月、賃借料は 10 a 当たり 14,000 円となっております。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号等の要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	もう少しわかりやすい説明をお願いしたい。

工 藤 主 事	農地中間管理機構を通して、新たな受け手である高橋さんに貸し付けるものです。受け手が変更となっても、前の受け手と設定していた貸借期間は変更とならないため、存続期間の6年7か月が今回設定する貸借期間となります。
佐藤国雄委員	10年間だと助成金があると思うが。
工 藤 主 事	助成金を、必ず受け取っているかどうかは、担当課に確認が必要となります。
議 長	ほかに質問はありませんか。質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第17号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第18号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第18号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので、審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 25ページをご覧ください。 受付番号2番の土地の所在は、大字袋字富岡、登記地目は田、面積は154㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、雑種地の状況です。 昭和53年3月20日に取得していますが、取得後から現在に至るまで農地として耕作されておらず、保全管理されているのみとなります。 昭和52年3月25日に国土調査により地目が「雑種地」から「田」に変更されている農地ですが、現況が「田」の様相を呈しておらず、また「農地に復元することが著しく困難である土地」と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、5番木村功委員に報告をお願いします。
木 村 功 委 員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る4月9日、石澤孝知委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、事務局の現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号2番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのこと。現況は、雑種地であり、周辺の状況は、畑です。 申請地は、昭和53年から田として耕作されておらず、雑種地の状態で管理が行われていたとのこと。 今後も農地に復することはないと思われます。 以上のことから、今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地につい

		ては、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員		場所はどこになるのか。
木村功委員		伝承工芸館付近の白山姫神社の向かい側です。
佐山秀夫委員		わかりました。
議	長	ほかにございませんか。質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第18号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第19号につきましては、4番長内康之委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、退席をお願いします。 (4番長内康之委員、退席) それでは、議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第19号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。 内容について、別紙27ページから説明いたします。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は八甲、登記地目は田、現況地目は田、面積は2,991㎡、従業員、社用車駐車場及び資材置場とするため、取得するものです。 農地区分は、第一種農地に該当し、申請者である事業者の代表取締役が申請地周辺地域に属しており、転用許可要件である集落接続に該当するため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。
議	長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、5番木村功委員に報告をお願いします。
木村功委員		今回、5条申請があった土地について、去る4月9日、石澤孝知委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号2番は、駐車場及び資材置場として、取得するための申請です。 場所は、黒石東小学校から北東へ約450mの場所に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、昨今の物流量増加に伴い、運送業界に携わる従業員の労働時間が2024年より制限されることとなったため、従業員の確保と運送車両等の設備の増加を余儀なくされているところであり、今ある事業所敷地だけでは今後増加を見込む車両の駐車スペースを十分に確保できないため、事業所の隣地でもあり利便性に富んでいる申請地を選定したとのことでした。

		申請地の南側には田があるものの、盛り土をし、申請地と農地の間にL型擁壁等を設置し、土砂の流出を防ぐとのことです。また、雨水等については、自然浸透及び隣接する側溝に排出するとのことで転用することに問題はないと思われます。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
議	長	ほかにございませんか。質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第19号は、原案のとおり決定いたします。 (4番長内康之委員指定席に着く) これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第4回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年4月19日 議 長 木 立 康 行 議事録署名者 木 村 功 議事録署名者 高 橋 英 子